

第17回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年12月17日（木）

午後3時30分から

場所：本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

（1）新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

（2）年末年始の感染拡大防止対策について

（3）今後の医療提供体制について

（4）その他

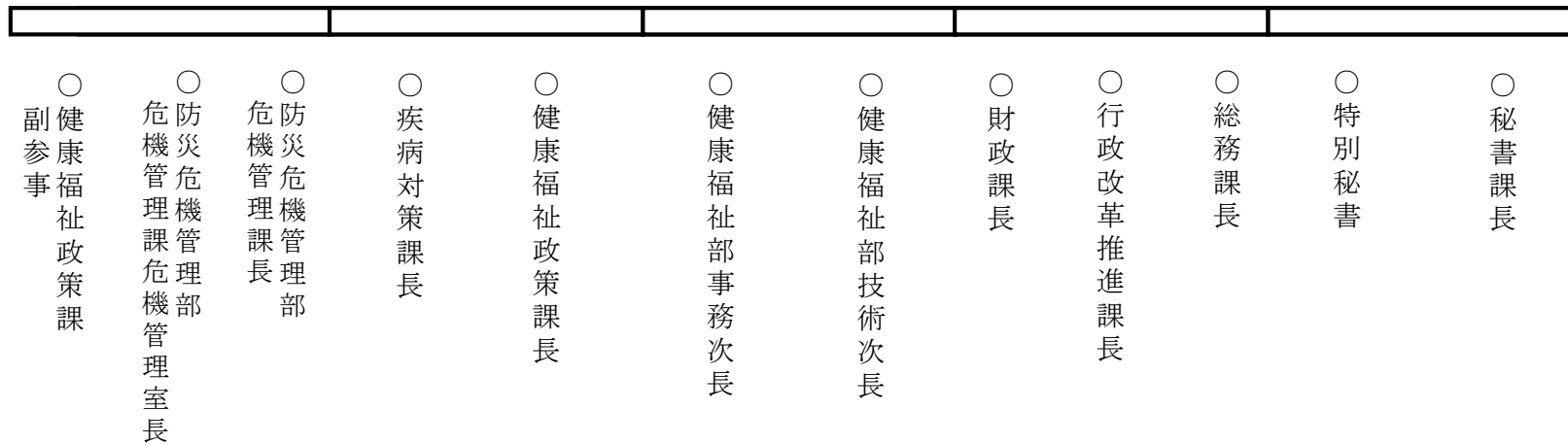
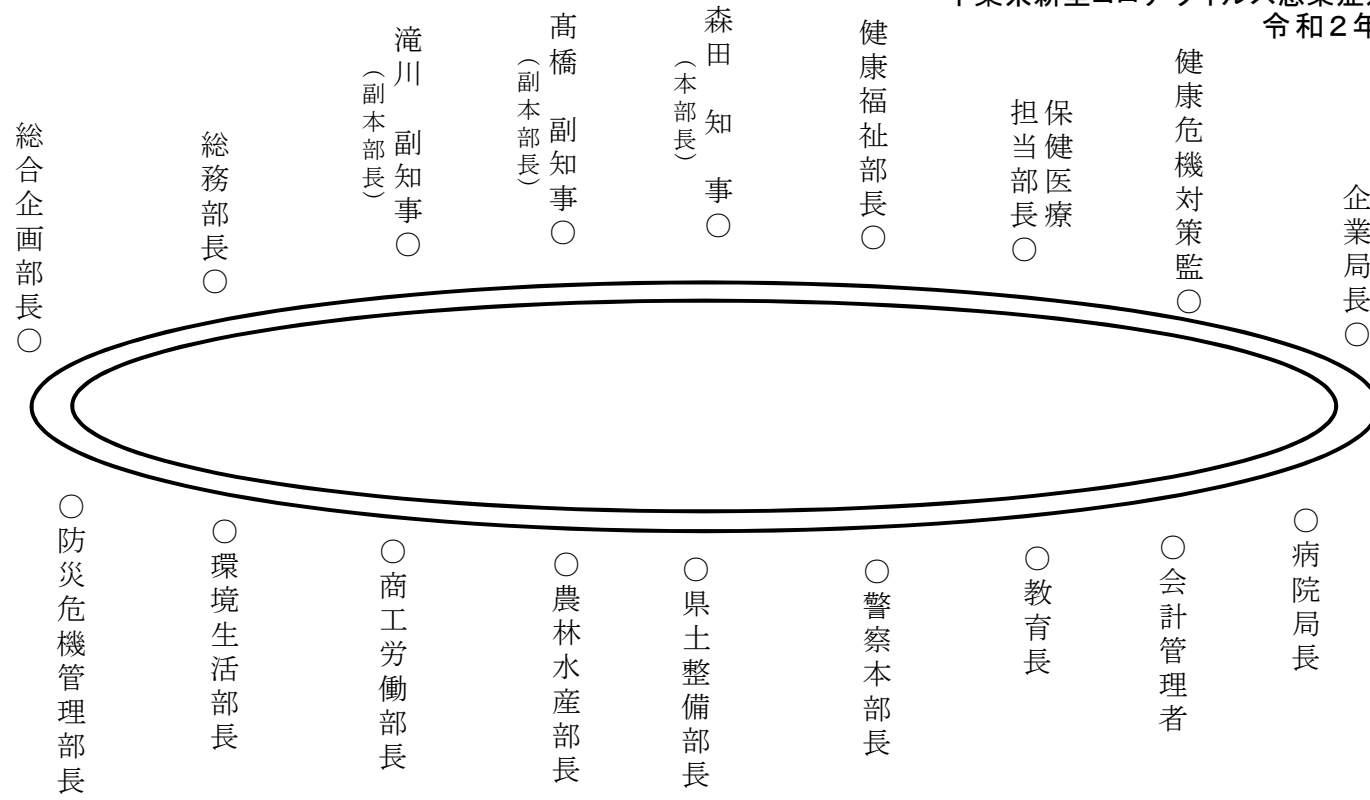
3 閉 会

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員名簿

令和2年12月17日(木)

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和2年12月17日



新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和2年12月17日(木)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

感染状況等に係る千葉県の指標（再度の協力要請等の判断基準）

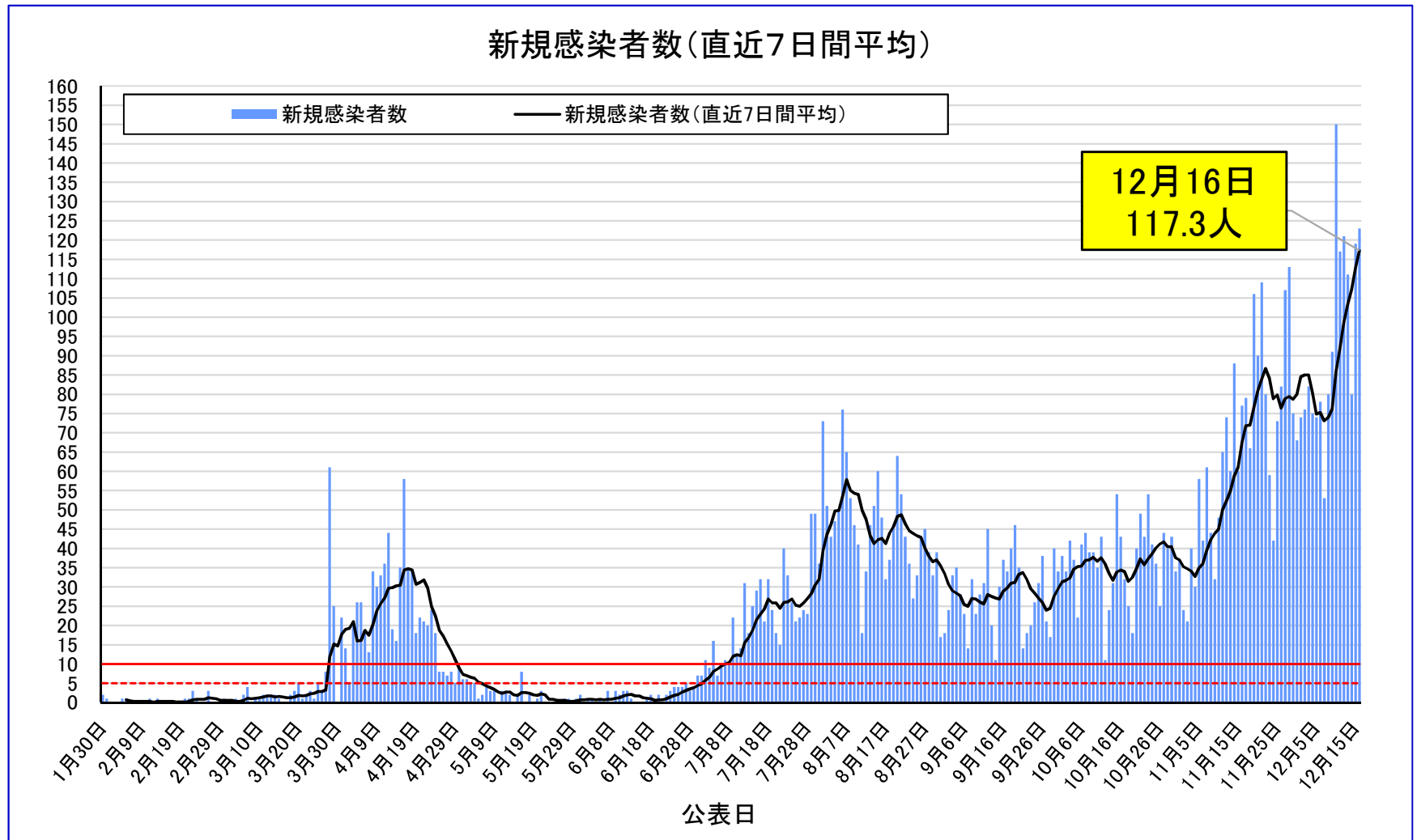
➤ 下表の指標についてモニタリングを行い、複数の指標が目安に該当した場合は、クラスターの発生や感染経路不明者の割合、入院患者数の状況等を勘案して、施設の使用停止の再要請等について総合的に判断する。

指標	本日の数値 (12月16日)	目安	
		警報	再要請
1. 感染状況			
① 新規感染者数 (直近7日間平均)	117.3人	5人以上/日	10人以上/日
② 新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)	1.54	1を上回る	1.5を上回る
③ 直近1週間の新規感染者数に占める60歳以上の割合	16.4%(135/821)	総合的に判断するための項目	
④ 直近1週間の感染経路不明者数の割合	47.3%(388/821)	総合的に判断するための項目	
⑤ PCR検査の陽性割合 (直近1週間平均・陰性化確認検査を除く)	7.12% (12月13日時点)	3.5%以上	7%以上
2. 医療提供体制			
① 入院者数/即応病床数=病床稼働率	45.2%(342/756)	総合的に判断するための項目	
② 重症者数	15人	総合的に判断するための項目	
③ ホテル療養者数/確保部屋数=ホテル稼働率	33.7%(239/710)	総合的に判断するための項目	

注) 1. ①～⑤は7日間の平均で算出。

指標①：新規感染者数（直近7日間平均）

- 新規感染者数（直近7日間平均）は、11月に入り前日を上回る日が続き、11月22日には86.7人となった。その後、高止まりした後に、直近で増加に転じており、12月16日までの直近7日間平均は117.3人となるなど、過去最多の水準が続いている。

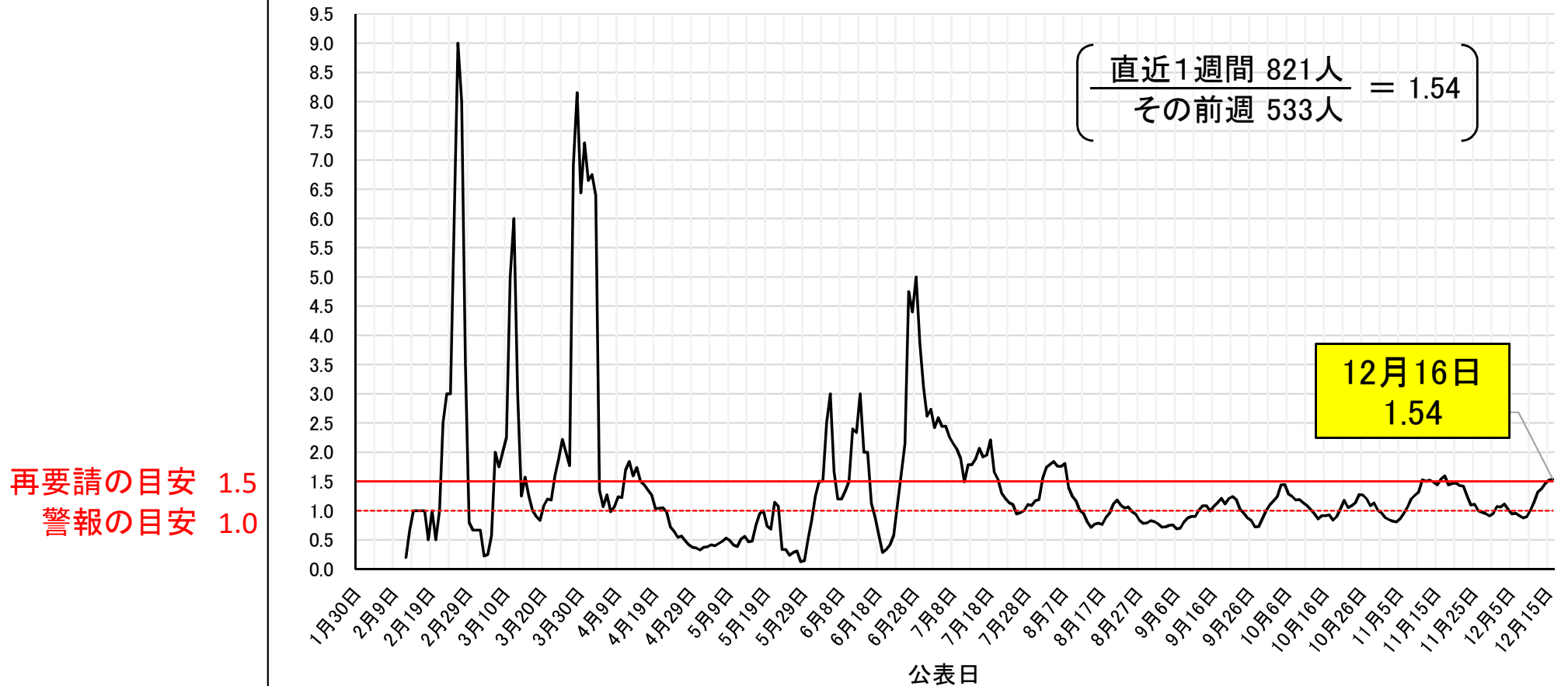


指標②：新規感染者数の1週間単位の増加比（直近1週間とその前週との比較）

- 新規感染者数の1週間単位の増加比は、6月28日に5.0となって以降、減少し、1.0前後で推移していた。11月以降は1.5を超える日もあり、12月16日までの直近1週間とその前週との比較では1.54となっている。

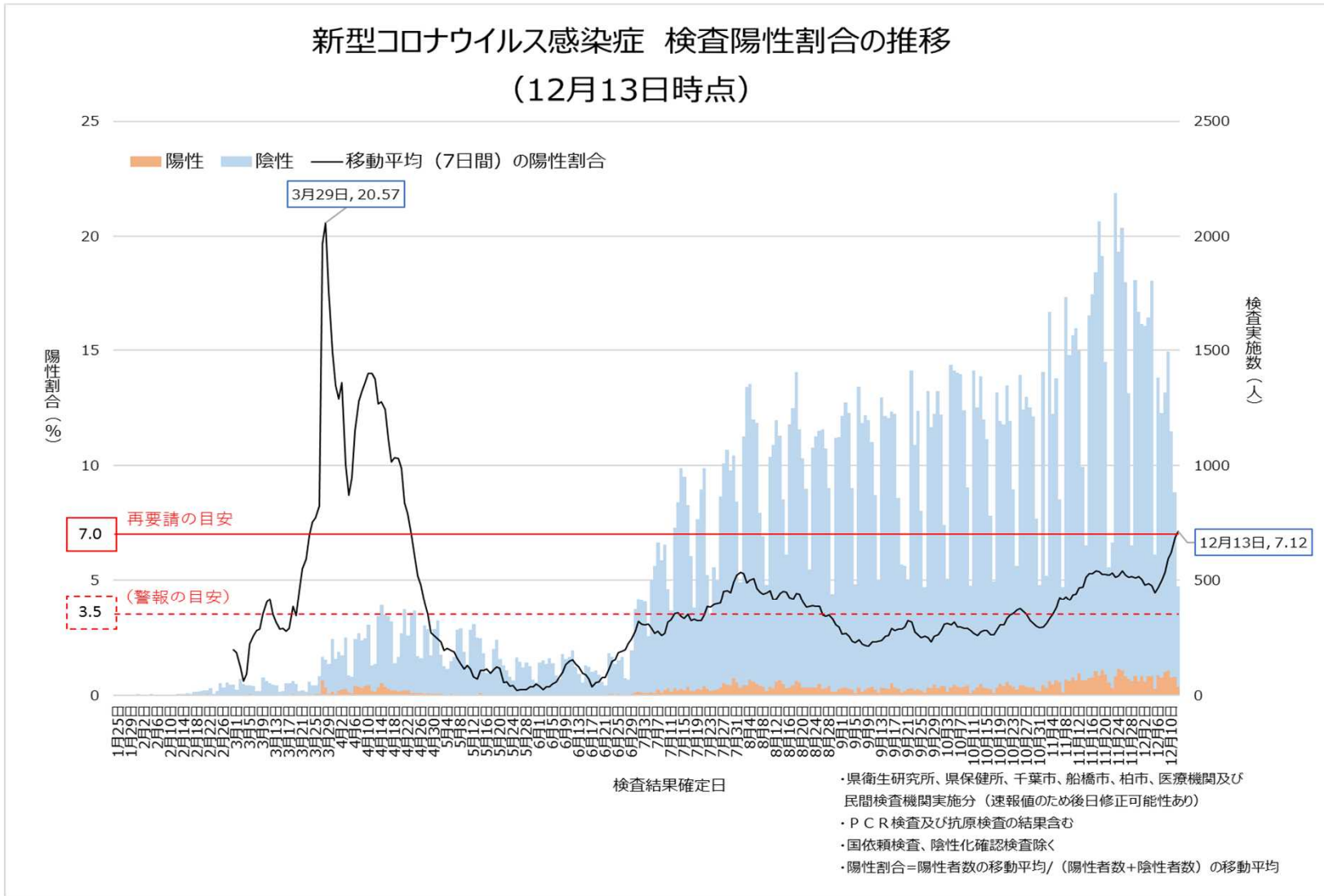
（※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増）

新規感染者数の1週間単位の増加比
（直近1週間とその前週との比較）



指標⑤：PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

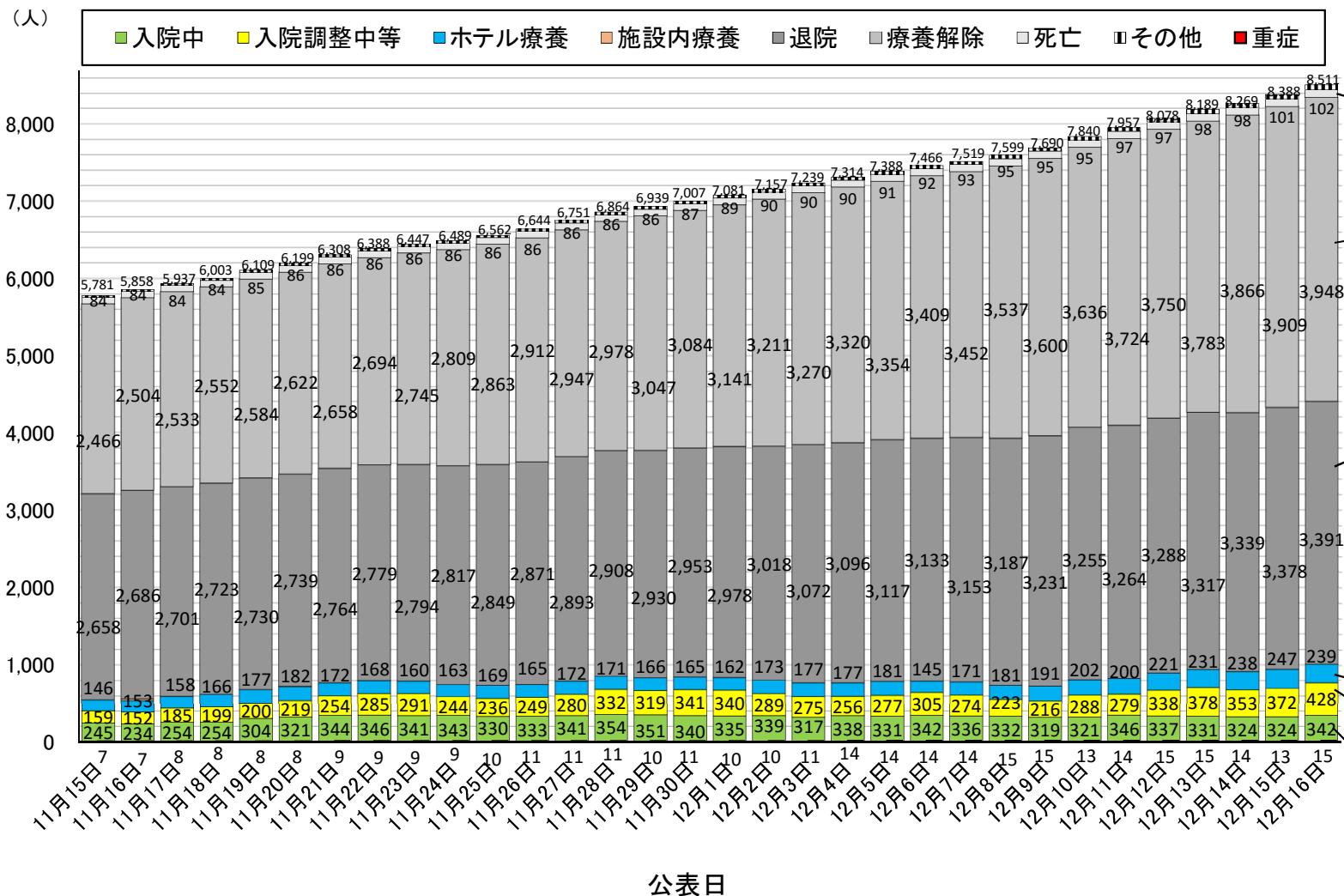
○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、緊急事態宣言解除後では、8月上旬にピークとなって以降、減少傾向に転じ、3.5%前後で推移していたが、11月に入り上昇しており、12月13日までの直近1週間の平均は7.12%となっている。



期間	陽性割合
10/19 ～10/25	3.70%
10/26 ～11/1	2.93%
11/2 ～11/8	4.15%
11/9 ～11/15	5.14%
11/16 ～11/22	5.24%
11/23 ～11/29	5.15%
11/30 ～12/6	4.45%
12/7 ～12/13	7.12%

【参考】感染者の状況別内訳

新型コロナウイルス感染者数の推移(累積、公表日別)



累積感染者数
8,511名
(12月16日公表時点)

死亡 102名

療養解除 3,948名

退院 3,391名

療養が必要な方: 1009名

施設内療養	0名
ホテル療養	239名
入院調整中等	428名
入院中 (うち重症)	342名 (15名)

【参考】政府の指標及び目安（千葉県の実況等）

項目	本日の数値 (12月16日)	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
医療提供体制等の負荷			
① 病床のひっ迫具合(病床全体) 最大確保病床の占有率	28.5%(342/1,200)	1/5(20%)以上	1/2(50%)以上
① 病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	45.2%(342/756)	1/4(25%)以上	—
① 病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 最大確保病床の占有率	8.3%(15/180)	1/5(20%)以上	1/2(50%)以上
① 病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	24.6%(15/61)	1/4(25%)以上	—
② 療養者数 人口10万人当たりの全療養者数	17.10人	15人以上	25人以上
監視体制			
③ PCR陽性率	7.12% (12月13日時点)	10%	10%
感染の状況			
④ 新規報告数	13.12人	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
⑤ 直近一週間と先週一週間の比較	1.54	直近一週間が 先週一週間より多い	直近一週間が 先週一週間より多い
⑥ 感染経路不明割合	47.3%(388/821)	50%	50%

【参考】インフルエンザ定点当たり報告数・都道府県別

2020年49週（11月30日～12月6日）

区分	報告数	定点当たり	区分	報告数	定点当たり
北海道	2	0.01	滋賀県	4	0.07
青森県	—	—	京都府	—	—
岩手県	—	—	大阪府	11	0.04
宮城県	—	—	兵庫県	1	0.01
秋田県	—	—	奈良県	—	—
山形県	—	—	和歌山県	—	—
福島県	1	0.01	鳥取県	—	—
茨城県	—	—	島根県	3	0.08
栃木県	1	0.01	岡山県	4	0.05
群馬県	1	0.01	広島県	—	—
埼玉県	2	0.01	山口県	—	—
千葉県	3	0.01	徳島県	—	—
東京都	3	0.01	香川県	—	—
神奈川県	1	0.00	愛媛県	—	—
新潟県	—	—	高知県	—	—
富山県	1	0.02	福岡県	—	—
石川県	—	—	佐賀県	—	—
福井県	—	—	長崎県	2	0.03
山梨県	—	—	熊本県	—	—
長野県	—	—	大分県	—	—
岐阜県	1	0.01	宮崎県	—	—
静岡県	2	0.01	鹿児島県	3	0.03
愛知県	1	0.01	沖縄県	—	—
三重県	16	0.23	総 数	63	0.01
			昨年同期（総数）	47,200	9.52

年末年始の感染拡大防止のための対策の実施について

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、12月10日に150名とこれまでで最多となり、その後も100名を超える日が続いています。本県における感染拡大防止の非常に重大な局面であり、強い緊張感を持って対応する必要があります。

このままの感染状況が続くと、一般医療へ影響が及び、これまでどおりの医療が受けられなくなる恐れがあります。

本県では、11月30日から12月22日までを「集中的な対策の実施期間」と位置づけ、基本的な感染防止対策の徹底を働きかけるとともに、東葛地域において、飲食店での酒類提供の時間は22時までとお願いしてきたところですが、地域の医療提供体制の維持のためにも、特に年末年始の感染者数の増加を何としても抑える必要があります。

このような状況を踏まえ、新たな協力要請を行うこととします。

なお、内容については、感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

○ **期間** 令和2年12月23日（水）から令和3年1月11日（月）まで

○ **目的** 県内での感染拡大を抑え、県民の健康と命を守るとともに地域の医療提供体制を維持するため

○ **対策内容**

1. 飲食 <人が集まる場所で飛沫を広げるリスクを低減する>

① **酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）の営業は22時まで（東葛地域、千葉市）【新規】**（別紙1参照）

※ 全期間御協力いただいた中小企業等の方には協力金80万円を支給します。協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、記録しておいてください。（別紙2参照）

② Go to イート 食事券の新規発行の一時停止【延長】

③ **Go to イート 食事券・ポイントの利用は控えて【新規】**

※ 店内での飲食を控えていただくもので、テイクアウト、デリバリーでの利用を控えていただく必要はありません。

④ 忘年会、新年会でも、会食の注意事項を守って（別紙1参照）

- ・ 「4人以下の単位」で
- ・ 会話を楽しむ際は、なるべくマスク着用。
- ・ 席配置を対面とせず、大声を出さない。
- ・ 感染防止対策がされていない店舗の利用を控えて 等

⑤ 対策が徹底されていない接待を伴う飲食店・カラオケ店への休業要請

2. 外出 <人の動きを抑える> (12/17から先行実施)

- ① 感染リスクの高い場所^{※1}への不要不急の外出は控えて【新規】 (別紙1参照)
- ② 買い物等で外出する場合は、人数や時間は最小限に【新規】 (別紙1参照)
- ③ 毎日の体温チェック、体調の悪いときは外出しない
- ④ GoTo トラベル事業の一時停止地域^{※2}の方は、
 - ・ディスカバー千葉宿泊者優待キャンペーンを利用した新規予約を控えて (12/27まで延長)
 - ・県が支援するバスツアーの新規申込を控えて (12/27まで延長)
- ⑤ ディスカバー千葉宿泊者優待キャンペーンの一時停止 (12/28～1/11)【新規】
- ⑥ 県が支援するバスツアーの支援停止 (12/28～1/11)【新規】

※1 感染リスクの高い場所：東京都、東葛地域、千葉市など感染が拡大している地域及び「5つの場面」をはじめ、3つの密のある場所等

※2 一時停止地域：東京都(12月18日から)、広島市(12月19日から)、札幌市、名古屋市、大阪市

3. 年末年始の行事 <年末年始を静かに過ごす> 【新規】 (別紙3参照)

- ① 帰省は混雑する時期を避けて
- ② 参拝は混雑する時期を避けて
- ③ 成人式でも、感染防止対策を徹底

4. 基本的な感染防止対策の徹底

- ① こまめな手洗い・手指消毒
「うつらない うつさないためのマスク」の着用
換気しながら適度な加湿
- ② 3密（密接、密集、密閉）の回避
- ③ 感染リスクの高い「5つの場面」での注意
- ④ 重症化リスクが高いとされる高齢者や基礎疾患をお持ちの方と同居のご家族の方は、家庭内での感染防止対策に細心の注意を
- ⑤ テレワーク、時差出勤の積極的な推進

5. クラスター防止対策 【新規】 (12/17から先行実施)

- ① 高齢者施設等においては、今一度、感染防止対策の確認を。特に職員、利用者の健康管理の徹底を。
- ② 学校においては、部活動でクラスターが発生していることを踏まえ、飲食時、休憩時、更衣時の身体的距離の確保と会話の禁止の徹底を。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

【特措法第 24 条第 9 項に基づく新たな協力要請】

○ 東葛地域^{※1}及び千葉市で酒類を提供する飲食店^{※2}（カラオケ店を含む）の皆さまへ（令和 2 年 12 月 23 日（水）から令和 3 年 1 月 11 日（月）まで）

- ・ 午後 10 時から午前 5 時は営業しないでください。

※1 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

※2 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者。

ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペース、自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）、ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合を除きます。

○ 県内全域の県民の皆さまへ

（令和 2 年 12 月 17 日（木）から令和 3 年 1 月 11 日（月）まで）

- ・ 感染リスクの高い場所^{※1}への不要不急の外出^{※2}は控えてください
- ・ 買い物等で外出する場合は、人数や時間は最小限にしてください
- ・ 忘年会、新年会でも、会食の注意事項を守ってください
 - ・ 「4 人以下の単位」で
 - ・ 会話を楽しむ際は、なるべくマスク着用。
 - ・ 大声・対面の席配置・体調不良の方の参加を控える。
 - ・ 感染防止対策がされていない店舗の利用を控えて 等
- ・ 東葛地域及び千葉市の飲食店（カラオケ店を含む）では、22 時以降の夜間の飲酒は控えてください。

※1 「感染リスクの高い場所」とは

- ・ 東京都、東葛地域、千葉市など感染が拡大している地域及び「5 つの場面」をはじめ、3 つの密のある場所 等
- ・ 移動先の自治体のメッセージや感染状況等を確認してください。

※2 「不要不急の外出」について

- ・ 通院、通勤、通学（塾、習い事含む）、買い物は該当しません。
- ・ 健康維持のための運動も該当しませんので、特に高齢の方にあっては、感染リスクの低い場所での適度な運動を心がけるなど、健康管理に努めてください。
- ・ 飲食のための外出については、会食の注意事項を必ず守り、慎重に対応してください。
- ・ 帰省や、観光、イベントへの参加については、今一度、その必要性等について慎重に考え、その上で、まずは時期をずらすなどの対応を検討し、それが困難な場合は、感染防止対策に細心の注意を払って行ってください。

別紙2

営業時間の短縮に御協力いただいた飲食店への協力金について

千葉県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、東葛地域及び千葉市で、酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）を営む事業者に対し、営業時間の短縮を要請したところです。

感染拡大の防止のため、事業者の皆様には御協力をお願いするとともに、要請に御協力いただいた事業者の方々には協力金を支給することとしましたので、お知らせします。

- * 期間中、店舗やホームページ等で営業時間の短縮等の周知をお願いします。
（周知の例を県ホームページに掲載しますので、ご活用ください）
- * 協力金の申請時に、以下の書類を提出していただくこととなりますので、写真等により記録しておいてください。
 - ・ 営業時間の短縮を行ったことが確認できる書類
（例：店頭への掲示、メニュー表への記載、店舗HPへの掲載等、店舗名や営業時間の短縮期間が明示されているもの）
 - ・ 酒類を提供していたことが確認できる書類
（例：メニュー表、酒類の仕入れがわかる書類等）
 - ・ 感染拡大防止対策を実施していたことが確認できる書類
（例：感染拡大防止対策を講じた旨の掲示物の写真等）

1 支給対象

以下のすべての要件を満たす飲食店（カラオケ店を含む）

- ① 東葛地域※及び千葉市で、酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）であること

※ 東葛地域：市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市

- ② 要請の対象期間（12月23日～1月11日）全てにおいて、県の要請に応じて営業時間を短縮し、22時から翌朝5時の時間帯は営業しないこと

- ③ 対象期間において、県が要請する感染防止対策を実施すること
 - ・ 「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底すること
 - ・ 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、取組状況の県民へ公表すること

- ④ 中小企業等（個人事業主を含む）が運営していること

- ⑤ 食品衛生法の「飲食店営業」の許可を受けていること

（惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペース、自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）、ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合を除きます。）

2 支給額

1店舗一律80万円（要請期間すべてにおいて協力いただくことが条件となります）

3 申請手続き等

受付期間、申請方法、申請書類等については、後日設置予定の専用ホームページ等によりお知らせします。

- * 期間中、店舗やホームページ等で営業時間の短縮等の周知をお願いします。
（周知の例を県ホームページに掲載しますので、ご活用ください）
- * 協力金の申請時に、以下の書類を提出していただくこととなりますので、写真等により記録しておいてください。
 - ・ 営業時間の短縮を行ったことが確認できる書類
 - ・ 酒類を提供していたことが確認できる書類
 - ・ 感染拡大防止対策を実施していたことが確認できる書類

4 予算について

補正予算額 211億円

※ 財源は全額国庫支出金

※ 12月議会に追加提案する予定です。

5 申請に関するお問い合わせ先

専用のコールセンターは1月上旬に設置しますが、それまでは、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部（043-223-4318）にお問い合わせください。

別紙 3

年末年始を静かに過ごすお願い

我々の社会は新型コロナウイルス感染症が流行してから初めての冬を迎えることとなります。

年末年始は我々の社会にとって特別な時期です。特に、半年以上、つらい思いをされてきた多くの皆さんは、年末年始こそは、お酒を酌み交わし、親族や親しい友人たちと旧交を温めたいと考えていると思います。

しかし、年末年始に人々の交流を通じて感染が全国的に拡大すると、さらに医療が逼迫し、結果的に経済も大きな打撃を被ります。

命と暮らしを守るためには、社会を構成する一人ひとりが年末年始を静かに過ごすことが求められます。

(第 18 回新型コロナウイルス感染症分科会の提言より)

1 忘年会・新年会

特に大人数での忘年会・新年会は開催を見送り、オンラインでの開催等を検討してください。

忘年会・新年会を実施する場合であっても、なるべく普段から一緒にいる人と少人数（「4人以下の単位」を基本）で開催することが大切です。その上で、

- ・ ガイドラインを遵守している飲食店を選ぶ。
- ・ 体調が悪い人は参加しない。
- ・ 座の配置は斜め向かいに（正面や真横はなるべく避ける）。
- ・ 会話する時は必ずマスクを着用。
- ・ 短時間で、深酒やはしご酒などは控え、適度な酒量で。
- ・ お猪口やコップは使い回さず、一人ひとりで。

といった「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」をお願いします。

2 年末年始の帰省

年末年始に、多くの人が帰省をお考えになっているかと思いますが、帰省する場合には、三密回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるなど、高齢者等への感染につながらないように注意をお願いします。

そうした対応が難しいと判断される場合は、帰省について慎重に検討いただきますようお願いいたします。特に、発熱等の症状がある方などは、帰省を控えてください。

帰省される場合には、年末年始の休暇を分散して取得するなど、混雑する時期を避ける、または延期する等、慎重に検討してください。

3 カウントダウンイベントなど

年末年始のカウントダウンイベント等についても、基本的な感染防止策の徹底をお願いします。

主催者の方は、適切な雑踏警備等を検討してください。適切な行動管理が難しいと判断する場合には開催自粛や、オンラインを活用した形とするなどの対応をお願いします。

4 初詣

初詣については、混雑する時期を避けていただくようお願いします。境内での三密や、参拝後の混雑をできる限り避け、基本的な感染防止策（マスク着用、手指消毒など）を徹底してください。その上で、以下にも気をつけましょう。

(1) 混雑防止、適切な対人距離の確保

- ・ 神社仏閣や周辺の駅等において、混雑状況の周知が行われている場合があります。お出かけ前に確認し、できるだけ密を避けましょう。また、お出かけの日時をずらすなどもご検討ください。
- ・ 適切な対人距離の確保をお願いします。係員等の誘導がある場合は、それに従ってください。

(2) 境内での飲食や食べ歩きは控えめにしていただき、なるべく持ち帰りましょう

(3) 大声は控えましょう

(4) お出かけ前に接触確認アプリ（COCOA）をインストールしましょう

5 成人式

成人式は、多くの新成人が久しぶりに地元が集まる機会です。しかし、この機会は「三密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」が生じやすい機会でもありますので、次の点について注意しましょう。

(1) 主催者の方へ

- ・ 参加人数の制限。
- ・ 会場での飲食を控えることの徹底。
- ・ 会場での感染防止策の徹底（マスクの着用、手指消毒など）。
- ・ オンラインを活用した形での開催や開催時期、時間の分散化等も検討。

(2) 参加者の方へ

- ・ 体調が悪い人は参加しないこと。
- ・ 会場やその周囲では密集をしないこと。
- ・ 式典の前後には飲食を控えること。
- ・ 仮に飲食をする場合には上記の忘年会・新年会の工夫を参照。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



今後の医療提供体制について

令和2年12月17日
千葉県新型コロナウイルス
感染症対策本部

1 入院・ホテル療養・自宅療養の基準の見直し（12月18日から運用開始）

（1）ホテル療養に関して次の対象者等を加える

- ・ 65歳から69歳の無症状者（現行：原則 入院）

（2）自宅療養に関して次の対象者等を認める

- ・ 50歳未満で家族内感染を防止できて本人が自宅療養を望む者
（現行：原則 ホテル）

2 フェーズ4について

（1）運用について

フェーズ4において、当面は重症病床数をフェーズ3のまま据え置き、感染状況に応じて増やす段階的運用とする。

また、一般医療への影響を最小限にするため、第2段階での確保重症病床数を現行の感染状況に合わせたものに変更する。

フェーズ	3	4	
		4-1	4-2
病床数	750	1200	1200
うち重症病床数	60	60	100

（2）移行の考え方について

次の指標を参考に、総合的に判断して感染者数の増加が認められるとき2次医療圏単位でフェーズ4への移行を依頼する。

【参考指標】

- ・ 新規感染者数（直近7日間平均）：100人以上
- ・ 病床稼働率：50%以上（県全体）
- ・ 重症病床の稼働率：50%以上（県全体）

【フェーズ4への移行方法】

第1段階 東葛北部・東葛南部医療圏：依頼から1週間以内に準備

千葉医療圏：依頼から2週間以内に準備

第2段階 印旛・市原医療圏：依頼から1週間以内に準備

第3段階 残りの全医療圏：依頼から1週間以内に準備

※ 感染状況に応じて、移行する順序等は変更する場合がある。